

利用規約

A L L西宮中学卓球クラブ（以下、本クラブという）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条 本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は本クラブ代表が行います。

第2条 本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。

第3条 本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条 会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条 本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます）。
2. 本クラブが活動する各支部学校施設や機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会事項に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
8. その他本クラブが、社会通念に照らし本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条 会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします（月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、自己都合により活動しない場合も支払い義務が発生します）。

第7条

1. 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第8条 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第9条 本クラブは、原則として各支部練習会場（各中学校）の教育課程に定める教育活動停止期間は休業とします。また、その休業のほか、学校施設の補修、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに連絡ツールにて配信します。ただし、西宮市の指示により学校施設の安全管理上緊急工事が必要な場合など、緊急の事態が発生した場合にはあらかじめ通知することなく一部または全部の活動を休業することができるものとします。

第11条 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. インフルエンザ等感染症蔓延により、支部会員の大多数が感染し通常の活動が不能と判断されたとき。
3. 施設の改造または補修工事実施のとき。
4. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
5. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
6. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第12条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。

第13条 本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに連絡ツールにて会員に告知するものとします。

第14条 本規約は令和8年3月1日より施行します。